令和２年９月１７日

町　議　会　議　案

第　３　回
（定　例）

鹿　追　町

議　案　目　次

議案番号	件　　名	議決内容
報告４	専決処分の報告について	
64	鹿追高等学校支援基金条例の制定について	
65	鹿追町企業活性化推進条例の制定について	
66	令和２年度鹿追町一般会計補正予算（第６号）について	
67	令和２年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	
68	令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）について	
69	令和２年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第２号）について	
70	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について	
71	鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
72	財産の取得について	
同意３	鹿追町公平委員会委員の選任について	
認定１	令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定２	令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定３	令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	
認定４	令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	
認定５	令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定６	令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定７	令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について	

報告第　４　号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和２年９月１７日報告

鹿追町長　喜 井　知 己

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

令和２年８月２１日

鹿追町長　喜 井　知 己

町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

１　損害賠償の額　[redacted]円

２　和解の相手方　[redacted]

３　和解の内容

和解により相手方に支払う額は、相手方車両損害額の１００％とし、これ以外には、双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとする。

（説明）

令和２年７月１６日午前９時３０分頃、[redacted]駐車場付近において、本町会計年度任用職員が刈払機による緑地の芝刈作業中、石を跳ね上げ、駐車場内に駐車していた相手方車両の助手席側後方の窓ガラスを破損させた。

これにより、相手方の損害額１００％を賠償するものである。

議案第　６４　号

鹿追高等学校支援基金条例の制定について

鹿追高等学校支援基金条例を次のとおり制定する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追高等学校支援基金条例

（設置）

第１条　鹿追高等学校の魅力を町内外に発信し、持続可能で特色ある高校づくりを支援するため、鹿追高等学校支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金及び基金の運用から生じる収益は、鹿追高等学校の支援に関する事業の財源とする場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

（準用）

第５条　基金の管理、運用益金の処理及び繰替運用等は、鹿追町財政調整基金条例（昭和４０年条例第１１号）の規定を準用する。

（委任）

第６条　この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（鹿追高等学校看護科誘致支援基金条例の廃止）

２　鹿追高等学校看護科誘致支援基金条例（平成２６年条例第１号）は、廃止する。

議案第　６５　号

鹿追町企業活性化推進条例の制定について

鹿追町企業活性化推進条例を次のとおり制定する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町企業活性化推進条例

（目的）

第１条　この条例は、鹿追町（以下「町」という。）における企業の立地、起業等の推進のため、必要な助成を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の創出を図り、もって町内企業の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　事業所　事業を行う施設（中小企業基本法第２条に定めるもの）

(2)　工場　常時従業員を使用して、物の製造または加工を行う施設

(3)　宿泊及び飲食施設　ホテルその他宿泊及び飲食を提供する施設

(4)　その他の施設　前各号に掲げるもののほか、その施設が本町の産業経済の振興に寄与すると町長が認める施設。

(5)　新設　新たに鹿追町内に前各号の施設（以下「事業所等」という。）を設置する場合又は町内に事業所等を有する者が、新たな事業分野の事業所を設置する場合

(6)　増設　町内に事業所等を有する者が、事業拡大等により増加する施設を設置する場合

(7)　移設　町内に事業所等を有する者が、事業所等について、従来の施設の営業を廃止し、町内の他の地域に事業所等を移転する場合

(8)　事業転換　既に鹿追町内に事業所等を有する者が、その事業内容の一部若しくは全部を転換する場合

(9)　起業　町内において新たに事業を開始する場合

(10)　投資額　新設、増設、移設及び事業転換に必要な施設に対する投資額であつて、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第７号までに掲げる資産のうち事業の用に供するものの取得価額の合計額をいう。

（助成措置の対象等）

第３条　この条例による助成は、第２条に掲げる施設の立地によつて本町の産業の振興に寄与し、かつ公害を防止するための適切な措置が講じられていると認められる施設を新設、増設、移設及び事業転換する者であつて、町長が指定した者に対して行うものとする。ただし、本条例及び鹿追町企業振興条例（平成２８年条例第２５号）の規定に基づく助成を受けた事業所等にあつては、当該助成を受けてから、５年を経過しなければ、本条例による助成の対象とならない。

２　前項の規定による指定を受けようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

（助成の措置等）

第４条　前条第２項の規定により町長の指定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成金の交付を行うことができるものとする。

２　助成事業者に対する事業所等設置費支援の対象となる事業所等区分及び新設、増設、移設並びに事業転換に対する投資額、助成率並びに助成限度額については、別表第１のとおりである。

３　前２項の助成事業者が他の機関から助成を受けた助成額は当該事業額から差し引くものとする。

（特別援助）

第５条　町長は、助成事業者に対し、特に必要と認めたときには、事業の立地に必要な用地の提供及び道路、橋梁、用水並びにその他施設等の新設、並びに改良整備を図る等の特別援助を行うことができる。

（助成の申請）

第６条　この条例に基づく助成の措置を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（指定の審査及び決定）

第７条　この条例に基づく指定にあたつては、規則で定める審査委員会で審査し、その

結果に基づき町長が決定する。

（助成の措置の承継）

第８条　第４条の規定により助成の措置を行うまでの間に、助成事業者に係る事業所等に相続（法人にあつては合併）又は事業の譲渡により、承継があつたときは、当該承継人に対し同条の規定に基づいて助成の措置を行うものとする。

２　前項の承継人は、規則の定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

（指定及び助成の措置の取り消し等）

第９条　町長は、この条例の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該助成の措置を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　第３条第１項及び第４条第２項に規定する要件を欠くに至つたとき。

(2)　操業又は事業を開始した日から５年以内に操業又は事業を休止し、又は廃止したとき。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときを除く。

(3)　虚偽の申請及びその他不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4)　助成の措置の決定内容、又はこれに付した条件に違反したとき。

(5)　特別な事由もなく、町税等公共料金を滞納したとき。

（調査及び報告）

第１０条　町長は、助成金の交付を受けた者に対し、必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

（規則への委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

３　第９条の規定は、令和１０年３月３１日まで、なおその効力を有する。

別表第１

＜事業所等設置費助成＞

事業所等区分	種別	対象要件 投資額	助成率	助成限度額
事業所・工場・宿泊・飲食施設・その他施設	新設	１，０００万円以上	投資額の３０％以内ただし、投資額のうち地元業者の施工割合が５割未満の場合は２０％以内 起業の場合は投資額の３５％以内ただし、投資額のうち地元業者の施工割合が５割未満の場合は２５％以内	２，０００万円
	増設	５００万円以上	投資額の３０％以内	５００万円
	移設			
	事業転換			

議案第　６６　号

令和２年度鹿追町一般会計補正予算（第６号）

令和２年度鹿追町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　５５，６９８　千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　８，３６３，２３６　千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

令和２年９月１７日　提　出

鹿追町長　喜　井　知　己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		2,690,974	1,480	2,692,454
	1. 地方交付税	2,690,974	1,480	2,692,454
12. 分担金及び負担金		14,290	1,535	15,825
	2. 負担金	4,928	1,535	6,463
14. 国庫支出金		1,378,585	6,969	1,385,554
	2. 国庫補助金	1,150,969	6,892	1,157,861
	3. 委託金	70,335	77	70,412
15. 道支出金		348,212	2,152	350,364
	2. 道補助金	238,752	1,956	240,708
	3. 委託金	15,097	196	15,293
17. 寄附金		121,053	1,109	122,162
	1. 寄附金	121,053	1,109	122,162
18. 繰入金		884,798	△40,000	844,798
	1. 基金繰入金	884,798	△40,000	844,798
20. 諸収入		538,569	△2,943	535,626
	5. 雑入	465,261	△2,943	462,318
21. 町債		621,569	△26,000	595,569
	1. 町債	621,569	△26,000	595,569
歳　入　合　計		8,418,934	△55,698	8,363,236

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		54,505	△731	53,774
	1. 議会費	54,505	△731	53,774
2. 総務費		3,073,657	△23,014	3,050,643
	1. 総務管理費	3,051,239	△22,749	3,028,490
	2. 徴税費	6,929	△417	6,512
	3. 戸籍住民登録費	8,056	344	8,400
	4. 選挙費	613	△386	227
	5. 統計調査費	3,901	196	4,097
	6. 監査委員費	2,919	△2	2,917
3. 民生費		680,966	12	680,978
	1. 社会福祉費	529,045	257	529,302
	2. 児童福祉費	151,721	△245	151,476
4. 衛生費		470,450	△3,767	466,683
	1. 保健衛生費	412,758	△3,767	408,991
5. 農林費		1,282,547	△1,851	1,280,696
	1. 農業費	1,262,683	△2,336	1,260,347
	2. 林業費	19,864	485	20,349
6. 商工費		219,966	△7,698	212,268
	1. 商工費	219,966	△7,698	212,268
7. 土木費		423,183	9,050	432,233
	1. 道路橋りょう費	258,023	4,050	262,073
	4. 住宅費	65,977	5,000	70,977
8. 消防費		254,202	△1,668	252,534
	1. 消防費	254,202	△1,668	252,534
9. 教育費		756,727	△27,031	729,696
	1. 教育総務費	268,684	△18,983	249,701
	2. 小学校費	163,422	△684	162,738

	3. 中学校費	46,634	△869	45,765
	4. 社会教育費	220,432	△4,879	215,553
	5. 保健体育費	57,555	△1,616	55,939
11. 諸支出金		322,438	1,000	323,438
	1. 基金費	322,438	1,000	323,438
歳　出　合　計		8,418,934	△55,698	8,363,236

第　２　表

継　　続　　費　　補　　正

（変　更）

款	項	事　　業　　名	補　　正　　前			補　　正　　後		
			総　　額	年　　度	年　割　額	総　　額	年　　度	年　割　額
２ 総 務 費	１総務管理費	鹿追町開町１００年 記念映像制作事業	千円 ４，４００	令和元年度	千円 ２，２００	千円 ４，４００	令和元年度	千円 ２，２００
				令和２年度	２，２００		令和２年度	０
							令和３年度	２，２００

第３表　　地　方　債　の　補　正

（変　更）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円以内 433,300	普通貸借又は証券発行	2.0％以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 407,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	2,690,974	1,480	2,692,454
12. 分担金及び負担金	14,290	1,535	15,825
14. 国庫支出金	1,378,585	6,969	1,385,554
15. 道支出金	348,212	2,152	350,364
17. 寄附金	121,053	1,109	122,162
18. 繰入金	884,798	△40,000	844,798
20. 諸収入	538,569	△2,943	535,626
21. 町債	621,569	△26,000	595,569
歳　入　合　計	8,418,934	△55,698	8,363,236

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	54,505	△731	53,774				△731
2. 総務費	3,073,657	△23,014	3,050,643	8,572	△4,300	△1,164	△26,122
3. 民生費	680,966	12	680,978			1,535	△1,523
4. 衛生費	470,450	△3,767	466,683		△3,700		△67
5. 農林費	1,282,547	△1,851	1,280,696			△244	△1,607
6. 商工費	219,966	△7,698	212,268				△7,698
7. 土木費	423,183	9,050	432,233				9,050
8. 消防費	254,202	△1,668	252,534				△1,668
9. 教育費	756,727	△27,031	729,696	549	△18,000	△1,425	△8,155
10. 公債費	870,197	0	870,197			△40,000	40,000
11. 諸支出金	322,438	1,000	323,438			999	1
歳　出　合　計	8,418,934	△55,698	8,363,236	9,121	△26,000	△40,299	1,480

２．歳　入　　（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款10.　地方交付税	2,690,974	1,480	2,692,454			
項 1.　地方交付税	2,690,974	1,480	2,692,454			
目 1.　地方交付税	2,690,974	1,480	2,692,454			
				1. 地方交付税	1,480	地方交付税　1,480
款12.　分担金及び負担金	14,290	1,535	15,825			
項 2.　負担金	4,928	1,535	6,463			
目 1.　民生費負担金	4,928	1,535	6,463			
				1. 社会福祉費負担金	1,535	老人福祉施設入所費用負担金　1,535
款14.　国庫支出金	1,378,585	6,969	1,385,554			
項 2.　国庫補助金	1,150,969	6,892	1,157,861			
目 1.　総務費国庫補助金	909,829	6,892	916,721			
				1. 総務管理費補助金	6,666	総務管理費補助金　6,666 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金(6,483) 子ども・子育て支援交付金(183)
				2. 戸籍住民登録費補助金	226	戸籍住民登録費補助金　226 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
項 3.　委託金	70,335	77	70,412			

目 1. 総務費委託金	1,275	77	1,352			
				2. 戸籍住民登録費委託金	77	協力連携事務委託金 77
款15. 道支出金	348,212	2,152	350,364			
項 2. 道補助金	238,752	1,956	240,708			
目 1. 総務費道補助金	12,923	1,956	14,879			
				1. 総務管理費補助金	1,956	地域づくり総合交付金 1,165 神田日勝顕彰映像制作事業 総務管理費補助金 791 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症緊急包括支援交付金（608） 子ども・子育て支援対策(183)
項 3. 委託金	15,097	196	15,293			
目 1. 総務費委託金	12,941	196	13,137			
				4. 統計調査費委託金	196	各種統計調査委託金 196
款17. 寄附金	121,053	1,109	122,162			
項 1. 寄附金	121,053	1,109	122,162			
目 1. 一般寄附金	120,001	999	121,000			
				1. 一般寄附金	999	ふるさと納税寄附金 999
目 2. 総務費寄附金	1,000	100	1,100			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
				1. 総務管理費寄附金	100	総務管理費寄附金 100
目 4. 教育費寄附金	1	10	11			
				2. 保健体育費寄附金	10	保健体育費寄附金 10
款18. 繰入金	884,798	△ 40,000	844,798			
項 1. 基金繰入金	884,798	△ 40,000	844,798			
目 1. 減債基金繰入金	615,000	△ 40,000	575,000			
				1. 減債基金繰入金	△ 40,000	減債基金繰入金 △40,000
款20. 諸収入	538,569	△ 2,943	535,626			
項 5. 雑入	465,261	△ 2,943	462,318			
目 1. 雑入	465,261	△ 2,943	462,318			
				1. 雑入	△ 2,943	北海道市町村振興協会交付金 300 地域づくりセミナー支援事業 いきいきふるさと推進事業補助金 △1,000 デーリィフェスティバル協賛金 △244 鹿追高校カナダ短期留学事業負担金 △1,600 その他雑入 △399

款21. 町債	621,569	△ 26,000	595,569			
項 1. 町債	621,569	△ 26,000	595,569			
目 1. 総務債	248,200	△ 22,300	225,900			
				1. 総務管理債	△ 22,300	総務管理債 △22,300 国際交流対策事業(△22,000) ジオパーク推進事業(△300)
目 3. 衛生債	18,000	△ 3,700	14,300			
				1. 保健衛生債	△ 3,700	健康診断による予防事業 △3,700

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
款 1. 議会費	54,505	△ 731	53,774				△ 731			
項 1. 議会費	54,505	△ 731	53,774				△ 731			
目 1. 議会費	54,505	△ 731	53,774				△ 731			
								7. 報償費	△ 15	記念品費 △15
								8. 旅費	△ 716	費用弁償 △563 普通旅費 △153
款 2. 総務費	3,073,657	△ 23,014	3,050,643	8,572	△ 4,300	△ 1,164	△ 26,122			
項 1. 総務管理費	3,051,239	△ 22,749	3,028,490	8,073	△ 4,300	△ 1,164	△ 25,358			
目 1. 一般管理費	1,617,895	△ 3,111	1,614,784				△ 3,111			
								7. 報償費	△ 444	講師等謝礼 △8 記念品費 △436
								8. 旅費	△ 1,000	普通旅費 △1,000
								10. 需用費	△ 467	消耗品費 △28 印刷製本費 △439
								13. 使用料及び賃借料	△ 1,200	自動車・機械等借上料 △1,200
目 2. 文書広報費	15,010	△ 2,835	12,175			300	△ 3,135			

								1. 報酬	△ 945	会計年度任用職員報酬 △945
								7. 報償費	281	講師等謝礼 281
								10. 需用費	22	消耗品費 20 食糧費 2
								11. 役務費	7	チラシ折込料 7
								12. 委託料	△ 2,200	その他委託料 △2,200 鹿追町開町100年記念映像制作業務委託料
目 3. 財産管理費	4,848	6	4,854				6			
								8. 旅費	△ 17	普通旅費 △17
								17. 備品購入費	23	家具・什器購入費 23
目 4. 支所費	4,346	△ 16	4,330				△ 16			
								8. 旅費	△ 16	普通旅費 △16
目 6. 企画振興費	44,722	△ 15,637	29,085		△ 4,000	△ 1,564	△ 10,073			
								1. 報酬	△ 378	行財政改革推進審議会委員報酬 △378
								7. 報償費	85	講師等謝礼 85
								8. 旅費	△ 4,516	費用弁償 △2,343 普通旅費 △2,173

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
								10. 需用費	△ 30	食糧費 △30
								11. 役務費	△ 14	クリーニング代 △14
								13. 使用料及び賃借料	△ 534	自動車・機械等借上料 △509 物品借上料 △25
								18. 負担金補助及び交付金	△ 10,250	国際交流協議会補助金 △7,090 ＪＥＴプログラム会費 △342 鹿追町国内交流推進協議会補助金 △2,818
目 8. 職員研修費	4,060	△ 1,009	3,051				△ 1,009			
								8. 旅費	△ 939	普通旅費 △939
								18. 負担金補助及び交付金	△ 70	市町村職員中央研修負担金 △70
目 9. 職員厚生費	5,360	150	5,510				150			
								10. 需用費	150	修繕料 150
目12. 財政管理費	5,023	△ 490	4,533				△ 490			
								1. 報酬	△ 456	会計年度任用職員報酬 △456
								8. 旅費	△ 34	普通旅費 △34
目13. ライディングパーク費	18,685	△ 2,618	16,067				△ 2,618			

								8. 旅費	△ 18	普通旅費 △18
								18. 負担金補助及び交付金	△ 2,600	鹿追町ばん馬大会活動補助金 △1,800 春季北海道エンデュランス馬術大会補助金 △800
目15. ジオパーク事業費	7,096	△ 898	6,198		△ 300		△ 598			
								8. 旅費	△ 598	普通旅費 △598
								18. 負担金補助及び交付金	△ 300	とかち鹿追ジオパーク推進協議会活動補助金 △300
目18. 開町１００年事業費	19,568	△ 5,329	14,239				△ 5,329			
								7. 報償費	△ 414	講師等謝礼 △170 記念品費 △244
								11. 役務費	△ 2,835	広告料 △2,816 その他手数料 △19
								12. 委託料	△ 1,888	その他委託料 △1,888
								13. 使用料及び賃借料	△ 82	自動車・機械等借上料 △82
								15. 原材料費	△ 10	その他原材料費 △10
								18. 負担金補助及び交付金	△ 100	その他負担金補助及び交付金 △100 瓜幕夏祭り実行委員会補助金
目19. 新型コロナ緊急経済対策事業費	1,056,334	9,038	1,065,372	8,073		100	865			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
								10. 需用費	262	消耗品費 262
								12. 委託料	7,777	健診（検診）委託料 5,084 その他委託料 2,693 神田日勝顕彰映像制作業務委託料
								17. 備品購入費	999	電気機器購入費 999
項 2. 徴税費	6,929	△ 417	6,512				△ 417			
目 1. 賦課徴収費	6,929	△ 417	6,512				△ 417			
								1. 報酬	△ 417	会計年度任用職員報酬 △417
項 3. 戸籍住民登録費	8,056	344	8,400	303			41			
目 1. 戸籍住民登録費	8,056	344	8,400	303			41			
								12. 委託料	△ 6,424	戸籍情報システム改修委託料 △6,424
								18. 負担金補助及び交付金	6,768	北海道町村会負担金（電算関係） 6,768
項 4. 選挙費	613	△ 386	227				△ 386			
目 1. 選挙管理委員会費	613	△ 386	227				△ 386			
								1. 報酬	△ 131	選挙管理委員会委員報酬 △131
								8. 旅費	△ 199	費用弁償 △148

										普通旅費 △51
								10. 需用費	△ 56	食糧費 △56
項 5. 統計調査費	3,901	196	4,097	196						
目 1. 統計費	3,901	196	4,097	196						
								1. 報酬	147	会計年度任用職員報酬 147
								4. 共済費	49	社会保険料 49
項 6. 監査委員費	2,919	△ 2	2,917				△ 2			
目 1. 監査委員費	2,919	△ 2	2,917				△ 2			
								8. 旅費	△ 2	費用弁償 △2
款 3. 民生費	680,966	12	680,978			1,535	△ 1,523			
項 1. 社会福祉費	529,045	257	529,302			1,535	△ 1,278			
目 1. 社会福祉総務費	90,649	△ 1,205	89,444				△ 1,205			
								8. 旅費	△ 30	普通旅費 △30
								10. 需用費	△ 143	消耗品費 △72 食糧費 △71
								13. 使用料及び賃借料	△ 297	祭壇使用料 △297
								18. 負担金補助及び交付金	△ 735	民生児童委員協議会活動補助金 △200

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
										社会を明るくする運動実施委員会補助金 △350
										鹿追町遺族会活動補助金 △130
										新得地区保護司会鹿追分区運営補助金 △55
目 2. 心身障がい者特別対策費	184,045	1,912	185,957				1,912			
								7. 報償費	△ 50	講師等謝礼 △50
								22. 償還金利子及び割引料	1,962	返還金 1,962
目 4. 老人福祉費	24,164	△ 621	23,543			1,535	△ 2,156			
								7. 報償費	△ 37	記念品費 △37
								10. 需用費	△ 576	消耗品費 △5
										食糧費 △571
								11. 役務費	△ 8	チラシ折込料 △8
目 5. 老人福祉施設費	2,774	123	2,897				123			
								10. 需用費	100	修繕料 100
								17. 備品購入費	23	家具・什器購入費 23
目 6. 在宅福祉費	109,219	48	109,267				48			
								27. 繰出金	48	介護保険特別会計繰出金 48

項 2. 児童福祉費	151,721	△ 245	151,476				△ 245			
目 3. こども園費	70,882	△ 245	70,637				△ 245			
								8. 旅費	△ 224	普通旅費 △224
								18. 負担金補助及び交付金	△ 21	保育士専門研修参加負担金 △5 幼稚園全道研修参加負担金 △6 栄養士研修参加負担金 △5 会議・研修会参加負担金 △5
款 4. 衛生費	470,450	△ 3,767	466,683		△ 3,700		△ 67			
項 1. 保健衛生費	412,758	△ 3,767	408,991		△ 3,700		△ 67			
目 2. 予防費	27,176	△ 4,300	22,876		△ 3,700		△ 600			
								12. 委託料	△ 4,300	健診（検診）委託料 △4,300
目 3. 保健指導費	24,607	83	24,690				83			
								12. 委託料	83	その他委託料 83 新生児聴覚検査委託料
目 4. トリムセンター費	20,051	450	20,501				450			
								10. 需用費	450	修繕料 450
款 5. 農林費	1,282,547	△ 1,851	1,280,696			△ 244	△ 1,607			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
項 1. 農業費	1,262,683	△ 2,336	1,260,347			△ 244	△ 2,092			
目 1. 農業委員会費	9,005	△ 504	8,501				△ 504			
								1. 報酬	△ 394	農業委員会委員報酬 △394
								7. 報償費	△ 8	記念品費 △8
								8. 旅費	△ 102	費用弁償 △102
目 3. 農業開発研究費	6,996	△ 436	6,560				△ 436			
								1. 報酬	△ 436	会計年度任用職員報酬 △436
目 4. 畜産業費	367,488	△ 1,039	366,449			△ 244	△ 795			
								7. 報償費	△ 300	講師等謝礼 △50 記念品費 △250
								8. 旅費	△ 21	普通旅費 △21
								10. 需用費	△ 133	消耗品費 △50 燃料費 △29 食糧費 △45 印刷製本費 △2 光熱水費 △7

								11. 役務費	△ 8	チラシ折込料 △7 クリーニング代 △1
								13. 使用料及び賃借料	△ 39	施設・会場等借上料 △39
								15. 原材料費	△ 4	研修用原材料費 △4
								18. 負担金補助及び交付金	△ 534	農畜産物需要拡大推進協議会活動補助金 △400 家畜共進会負担金 △134
目 8. 土地改良事業費	176,945	△ 357	176,588				△ 357			
								8. 旅費	△ 298	普通旅費 △298
								10. 需用費	△ 30	燃料費 △15 食糧費 △15
								13. 使用料及び賃借料	△ 29	自動車・機械等借上料 △29
項 2. 林業費	19,864	485	20,349				485			
目 1. 林業振興費	19,864	485	20,349				485			
								7. 報償費	485	有害鳥獣駆除報償費 485
款 6. 商工費	219,966	△ 7,698	212,268				△ 7,698			
項 1. 商工費	219,966	△ 7,698	212,268				△ 7,698			
目 1. 商工業振興費	97,460	△ 1,900	95,560				△ 1,900			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,900	しかおい７，０００人踊り実行委員会補助金 △1,200 鹿追そばまつり実行委員会補助金 △700
目 2. 観光費	99,097	△ 5,200	93,897				△ 5,200			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 5,200	鹿追町民花火大会補助金 △5,200
目 3. 陶芸センター費	988	△ 48	940				△ 48			
								8. 旅費	△ 28	普通旅費 △28
								18. 負担金補助及び交付金	△ 20	やきもの市出展負担金 △20
目 5. 労働諸費	5,385	△ 550	4,835				△ 550			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 550	勤労者福祉向上対策事業補助金 △550
款 7. 土木費	423,183	9,050	432,233				9,050			
項 1. 道路橋りょう費	258,023	4,050	262,073				4,050			
目 1. 道路維持費	68,520	3,300	71,820				3,300			
								10. 需用費	3,300	修繕料 3,300
目 2. 道路新設改良費	189,503	750	190,253				750			
								14. 工事請負費	750	単独事業 750 鹿追２号線道路側溝補修工事

項 4. 住宅費	65,977	5,000	70,977				5,000			
目 1. 住宅管理費	12,167	5,000	17,167				5,000			
								10. 需用費	5,000	修繕料 5,000
款 8. 消防費	254,202	△ 1,668	252,534				△ 1,668			
項 1. 消防費	254,202	△ 1,668	252,534				△ 1,668			
目 2. 非常備消防費	14,363	△ 1,668	12,695				△ 1,668			
								8. 旅費	△ 1,554	費用弁償 △1,210 普通旅費 △344
								10. 需用費	△ 99	消耗品費 △50 食糧費 △49
								18. 負担金補助及び交付金	△ 15	北海道消防大会参加費負担金 △15
款 9. 教育費	756,727	△ 27,031	729,696	549	△ 18,000	△ 1,425	△ 8,155			
項 1. 教育総務費	268,684	△ 18,983	249,701		△ 18,000	△ 1,435	452			
目 3. 教育振興費	158,439	△ 20,933	137,506		△ 18,000	△ 1,600	△ 1,333			
								8. 旅費	△ 518	普通旅費 △518
								18. 負担金補助及び交付金	△ 20,415	高校教育振興補助金 △300 鹿追高校生海外派遣事業助成金 △19,010

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
										ストニィプレィン町派遣事業負担金 △5
										ストニィプレィン町受入事業負担金 △1,000
										その他負担金補助及び交付金 △100
目 4. 財産管理費	3,761	450	4,211				450			
								10. 需用費	450	修繕料 450
目 5. 共同調理場費	58,262	1,500	59,762			165	1,335			
								10. 需用費	1,500	修繕料 750
										賄材料費 750
項 2. 小学校費	163,422	△ 684	162,738				△ 684			
目 1. 学校管理費	163,422	△ 684	162,738				△ 684			
								12. 委託料	△ 684	公共施設清掃委託料 △684
項 3. 中学校費	46,634	△ 869	45,765				△ 869			
目 1. 学校管理費	46,634	△ 869	45,765				△ 869			
								11. 役務費	100	その他役務費 100
								12. 委託料	△ 969	公共施設清掃委託料 △969
項 4. 社会教育費	220,432	△ 4,879	215,553	549			△ 5,428			

目 1. 社会教育総務費	137,797	△ 3,605	134,192	549			△ 4,154			
								1. 報酬	314	会計年度任用職員報酬 314
								3. 職員手当等	166	会計年度任用職員諸手当 166
								18. 負担金補助及び交付金	△ 4,085	町民文化祭実行委員会活動補助金 △85 町民ホール事業実行委員会補助金 △4,000
目 2. 社会教育施設費	39,434	23	39,457				23			
								17. 備品購入費	23	家具・什器購入費 23
目 3. 図書館費	13,993	△ 497	13,496				△ 497			
								1. 報酬	△ 220	会計年度任用職員報酬 △220
								7. 報償費	△ 127	講師等謝礼 △37 記念品費 △90
								10. 需用費	△ 150	印刷製本費 △150
目 4. 神田日勝記念美術館費	26,253	△ 800	25,453				△ 800			
								7. 報償費	△ 341	講師等謝礼 △70 記念品費 △271
								8. 旅費	△ 189	費用弁償 △26 普通旅費 △163

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								10. 需用費	△ 170	印刷製本費 △170
								18. 負担金補助及び交付金	△ 100	馬の絵展覧会共催負担金 △100
項 5. 保健体育費	57,555	△ 1,616	55,939			10	△ 1,626			
目 1. 体育振興費	57,555	△ 1,616	55,939			10	△ 1,626			
								1. 報酬	△ 100	スポーツ推進委員報酬 △100
								8. 旅費	△ 122	費用弁償 △122
								10. 需用費	△ 68	食糧費 △68
								13. 使用料及び賃借料	△ 62	物品借上料 △62
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,264	体育連盟活動補助金 △250 しかおいＧＥＯＰパークゴルフ場北海道大会実行委員会補助金 △1,000 その他負担金補助及び交付金 △14
款10. 公債費	870,197	0	870,197			△ 40,000	40,000			
項 1. 公債費	870,197	0	870,197			△ 40,000	40,000			
目 1. 元金	842,005	0	842,005			△ 38,840	38,840			財源内訳補正
目 2. 利子	28,192	0	28,192			△ 1,160	1,160			財源内訳補正
款11. 諸支出金	322,438	1,000	323,438			999	1			

項 1. 基金費	322,438	1,000	323,438			999	1			
目 1. 基金費	322,438	1,000	323,438			999	1			
								24. 積立金	1,000	鹿追町ふるさと寄附金基金利子等積立金 1,000

議案第　６７　号

令和２年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和２年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　３，６５０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　７９６，６２４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月１７日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金		480,465	3,650	484,115
	1. 道補助金	480,464	3,650	484,114
歳　入　合　計		792,974	3,650	796,624

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6.保健事業費		4,058	3,650	7,708
	1.特定健康診査等事業費	3,740	3,650	7,390
歳　出　合　計		792,974	3,650	796,624

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3.道支出金	480,465	3,650	484,115
歳　入　合　計	792,974	3,650	796,624

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6. 保健事業費	4,058	3,650	7,708	3,650			
歳　出　合　計	792,974	3,650	796,624	3,650			

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
款 3.　道支出金	480,465	3,650	484,115			
項 1.　道補助金	480,464	3,650	484,114			
目 1.　保険給付費等交付金	480,464	3,650	484,114			
				2. 特別交付金	3,650	特別調整交付金分（市町村分）　3,650

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 6. 保健事業費	4,058	3,650	7,708	3,650						
項 1. 特定健康診査等事業費	3,740	3,650	7,390	3,650						
目 1. 特定健康診査等事業費	3,740	3,650	7,390	3,650						
								10. 需用費	60	消耗品費 60
								11. 役務費	180	郵便料・運送料 180
								12. 委託料	3,410	その他委託料 3,410 特定健診未受診者対策委託料

議 案 第 ６８ 号

令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）

第１条　令和２年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条中（５）建設改良事業１有形固定資産購入費「１９，５９２千円」を「２０，６５６千円」に、２施設整備費「８２０千円」を「１，７２２千円」に改める。

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収	入	
第1款　病院事業収益	７３５，６０８千円	６，５３３千円	７４２，１４１千円
第2項　医業外収益	２５４，１６８千円	２，５３４千円	２５６，７０２千円
第3項　特別利益	１千円	３，９９９千円	４，０００千円
	支	出	
第1款　病院事業費用	７３５，６０８千円	６，５３３千円	７４２，１４１千円
第1項　医業費用	７３２，１３９千円	２，５３４千円	７３４，６７３千円
第3項　特別損失	３０千円	３，９９９千円	４，０２９千円

第４条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収	入	
第1款　資本的収入	４５，８０１千円	１，９６６千円	４７，７６７千円
第3項　補助金	０千円	１，９６６千円	１，９６６千円
	支	出	
第1款　資本的支出	６３，４６３千円	１，９６６千円	６５，４２９千円
第1項　建設改良費	２０，４１２千円	１，９６６千円	２２，３７８千円

令和２年９月１７日　提出

鹿追町長　喜井知己

令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収　　入　　単位　千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 病院事業収益			735,608	6,533	742,141	
	2 医業外収益		254,168	2,534	256,702	
		6 補助金	0	2,534	2,534	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金　2,534 千円追加
	3 特別利益		1	3,999	4,000	
		1 特別利益	1	3,999	4,000	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業委託金　3,999 千円追加

支　　出　　単位　千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 病院事業費用			735,608	6,533	742,141	
	1 医業費用		732,139	2,534	734,673	
		2 材料費	169,000	1,842	170,842	診療材料費　1,842 千円追加
		3 経費	111,383	692	112,075	消耗品費　287 千円追加 修繕費　405 千円追加 計　692 千円追加
	3 特別損失		30	3,999	4,029	
		1 特別損失	30	3,999	4,029	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金　3,999 千円追加

資本的収入及び支出

収　　入

単位　千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 資本的収入			45,801	1,966	47,767	
	3 補助金		0	1,966	1,966	
		1 補助金	0	1,966	1,966	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 1,966 千円追加

支　　出

単位　千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 資本的支出			63,463	1,966	65,429	
	1 建設改良費		20,412	1,966	22,378	
		1 有形固定資産購入費	19,592	1,064	20,656	器械備品購入費(非接触検温機購入費外) 1,064 千円追加
		2 施設整備費	820	902	1,722	診療材料等備蓄用物置設置工事 902 千円追加

議案第　６９　号

令和２年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和２年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１，２８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　５１０，９２２千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月１７日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		110,274	145	110,419
	1. 介護保険料	110,274	145	110,419
2. 国庫支出金		112,716	171	112,887
	2. 国庫補助金	36,056	171	36,227
3. 道支出金		77,135	85	77,220
	3. 道補助金	4,061	85	4,146
6. 繰入金		81,280	48	81,328
	1. 一般会計繰入金	81,279	48	81,327
7. 繰越金		1	373	374
	1. 繰越金	1	373	374
9. 諸収入		1,318	458	1,776
	2. 雑入	1,316	458	1,774
歳　入　合　計		509,642	1,280	510,922

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		13,693	△37	13,656
	1. 総務管理費	8,572	△37	8,535
2. 保険給付費		460,716	27	460,743
	1. 介護サービス等諸費	406,770	27	406,797
3. 地域支援事業費		25,686	917	26,603
	3. 包括的支援事業・任意事業費	15,590	917	16,507
6. 諸支出金		8,531	373	8,904
	1. 償還金及び還付加算金	8,531	373	8,904
歳　出　合　計		509,642	1,280	510,922

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	110,274	145	110,419
2. 国庫支出金	112,716	171	112,887
3. 道支出金	77,135	85	77,220
6. 繰入金	81,280	48	81,328
7. 繰越金	1	373	374
9. 諸収入	1,318	458	1,776
歳　入　合　計	509,642	1,280	510,922

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	13,693	△37	13,656			△37	
2. 保険給付費	460,716	27	460,743				27
3. 地域支援事業費	25,686	917	26,603	256		85	576
6. 諸支出金	8,531	373	8,904				373
歳　出　合　計	509,642	1,280	510,922	256		48	976

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款 1. 介護保険料	110,274	145	110,419			
項 1. 介護保険料	110,274	145	110,419			
目 1. 第１号被保険者保険料	110,274	145	110,419			
				1. 現年度分	145	過年度分 145
款 2. 国庫支出金	112,716	171	112,887			
項 2. 国庫補助金	36,056	171	36,227			
目 3. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）	5,785	171	5,956			
				1. 現年度分	171	法定負担金 171
款 3. 道支出金	77,135	85	77,220			
項 3. 道補助金	4,061	85	4,146			
目 2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）	2,892	85	2,977			
				1. 現年度分	85	法定負担金 85
款 6. 繰入金	81,280	48	81,328			
項 1. 一般会計繰入金	81,279	48	81,327			
目 3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）	2,891	85	2,976			
				1. 現年度分	85	法定繰入金 85

目 4. その他一般会計繰入金	14,708	△ 37	14,671			
				2. 事務費繰入金	△ 37	一般会計繰入金 △37
款 7. 繰越金	1	373	374			
項 1. 繰越金	1	373	374			
目 1. 繰越金	1	373	374			
				1. 前年度繰越金	373	前年度繰越金 373
款 9. 諸収入	1,318	458	1,776			
項 2. 雑入	1,316	458	1,774			
目 3. 雑入	1,314	458	1,772			
				1. 雑入	458	地域支援事業使用料外 458

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
款 1. 総務費	13,693	△ 37	13,656			△ 37				
項 1. 総務管理費	8,572	△ 37	8,535			△ 37				
目 1. 一般管理費	8,572	△ 37	8,535			△ 37				
								8. 旅費	△ 37	費用弁償 △19 普通旅費 △18
款 2. 保険給付費	460,716	27	460,743				27			
項 1. 介護サービス等諸費	406,770	27	406,797				27			
目 7. 高額介護合算療養費	900	27	927				27			
								18. 負担金補助及び交付金	27	高額介護合算療養費 27
款 3. 地域支援事業費	25,686	917	26,603	256		85	576			
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	15,590	917	16,507	256		85	576			
目 2. 任意事業費	1,530	917	2,447	256		85	576			
								12. 委託料	917	配食サービス委託料 917
款 6. 諸支出金	8,531	373	8,904				373			
項 1. 償還金及び還付加算金	8,531	373	8,904				373			
目 2. 償還金	8,450	373	8,823				373			

								22. 償還金利子及び割引料	373	返還金 373

議案第　７０　号

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を鹿追町が倶知安町へ委託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第３項の規定により準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定に基づき議決を求める。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約

（委託事務）

第１条　鹿追町（以下「委託町」という。）は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を倶知安町（以下「受託町」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、受託町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）に定めるところによる。

２　受託町の長は、受託する事務の管理及び執行について適用される受託町の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託町の長に通知しなければならない。

（経費の負担等）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費については、北海道自治体情報システム協議会（以下「協議会」という。）における戸籍システム運用に係る負担金にて包含されているため、ここでは定義しない。

（連絡会議）

第４条　受託町及び委託町の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を行うため、協議会の運営する会議において定期的に連絡会議を開催するものとする。

（補則）

第５条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、協議会の運営する会議において協議して定める。

附　則

この規約は、令和３年３月１日から施行する。

議案第　７１　号

鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第６条第７項の規定により、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更する計画

鹿追町過疎地域自立促進市町村計画（平成２８年度～令和２年度）の一部を次のように変更する。

本文２１ページ　３　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の（１）現況と問題点、ウ　電気通信施設等情報化のための施設の項目中、（ア）の次に次の項目を加える。

（イ）その他の情報化のための施設

光回線通信網は、鹿追、瓜幕市街地区および上幌内・通明小学校周縁、鹿追市街地区から陸上自衛隊鹿追駐屯地までの国道２７４号沿いでは整備が進んでいるが、その他の地域は未整備となっている。

平成２３年度には光回線未整備地区についてＦＷＡ無線方式による高速ブロードバンド通信網を整備したものの、１０年弱が経過した現在は動画配信、オンラインビデオ会議などより大きなデータのやり取りが主体となり、通信速度は満足できない状況となっている。

スマート農業の推進、各種行政事務のオンライン化及びオンラインを活用した行政サービスの提供、住民生活の利便性の向上のためにも、光回線通信網を活用した高速大容量通信網の整備の必要がある。

本文２２ページ（２）その対策、ウ　電気通信施設等情報化のための施設の項目中、（ア）の次に次の項目を加える。

（イ）その他の情報化のための施設

(a) 高度無線環境整備推進事業（光回線による農村地区インターネット通信網整備）

本文２３ページ同表中

「

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(6) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政用無線施設整備事業 公衆無線 LAN 環境整備事業	鹿追町 〃	

」を

「

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(6) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他情報化のための施設	防災行政用無線施設整備事業 公衆無線 LAN 環境整備事業 高度無線環境整備推進事業（光回線による農村地区インターネット通信網整備）	鹿追町 〃 民間事業者	

」に改める。

議案第　７２　号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

記

１	取得財産の表示	鹿追高等学校タブレットパソコン増設購入一式
２	契約の方法	指名競争入札
３	契約金額	１３，３５８，４００円
４	契約の相手方	鹿追町元町４丁目１０番地４ 浅野青果株式会社 代表取締役　岩　元　　孝

同意第　３　号

鹿追町公平委員会委員の選任について

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　　鹿追町[redacted]
氏　名　　石 川　　修
[redacted]

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

提案理由
鹿追町公平委員会委員 石川修 氏の任期が令和２年９月２６日で満了になることによる。

認定第　１　号

令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

認定第　２　号

令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

認定第　３　号

令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

認定第　４　号

令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

認定第　５　号

令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

認定第　６　号

令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

認定第　７　号

令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年９月１７日提出

鹿追町長　喜 井　知 己